解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年十二月十五日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十五日

広島市中区大手町四丁目六番一六号
広島市沼田町伴土地区画整理組合
代表清算人　安田　恭明

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年十二月二十一日倉敷市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十五日

岡山県倉敷市船穂町柳井原一〇七〇番地の一
船穂町柳井原土地区画整理組合
代表清算人　横溝　均

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十一月十九日開催の集会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十五日

福岡市南区高宮二丁目一番四〇号
トーカンマンション高宮管理組合法人
清算人　堂元千津子

配当公告

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪七四二六番地一　破産者　有限会社赤石電気設備

右の者に対する長野地方裁判所伊那支部平成二十八年（フ）第二〇号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　優先債権　金一、三〇三、五六〇円
　一般債権　金一四七、〇八二、九二二円
一、配当することのできる金額
　優先債権　金一、三〇三、五六〇円
　一般債権　金三二、一〇二、三四一円

平成三十年一月十五日

長野県伊那市西春近二四八一番地三
破産管財人　中村　威彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区佐賀一丁目二四番地、最後の住所札幌市豊平区中の島一条二丁目二番四―三〇一号　被相続人　亡　本橋　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十五日

事務所札幌市中央区大通西一一丁目四番地
登記センタービル四階　ちくま法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹間　朗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区南砂二丁目一六番地五、最後の住所埼玉県川越市大字古谷本郷一四九二番地五（H―二棟一〇四号室）　被相続人　亡　辻本　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十五日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一
相続財産管理人　弁護士　西里　壮史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市大字下奥富七六〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　細田　直吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十五日

埼玉県所沢市くすのき台三丁目一番地の一
三鳥山ビル二階　埼玉所沢法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西本　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区中川四丁目一四番地、最後の住所千葉県茂原市下永吉四九四番地一L・M茂原第二―三〇二号　被相続人　亡　畠山　高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十五日

事務所千葉県長生郡一宮町一宮二八二一番地一　片岡ビルC
相続財産管理人　司法書士　小池　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市岡田一六七番地、最後の住所千葉県野田市岡田一六七番地　被相続人　亡　染谷　安夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十五日

事務所千葉県松戸市本町一八―四　NBF松戸ビル七階　ユーカリ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小見山　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市弥勒寺一丁目一〇番、最後の住所神奈川県藤沢市本藤沢二丁目一二番一九号　被相続人　亡　細野　享二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十五日

横浜市中区日本大通一八KRCビル四〇三B
相続財産管理人　弁護士　関戸　淳平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡飯富村無番戸、最後の住所不明　被相続人　亡　佐野治右エ門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十五日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号柳町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田邊　護

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区天王寺町南三丁目五一番地、最後の住所大阪市阿倍野区天王寺町南三丁目九番二六号　被相続人　亡　阿部　充義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十五日

大阪市中央区北浜二丁目三番六号北浜山本ビル八階
相続財産管理人　弁護士　斎藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市源太三九番地六、最後の住所大阪市淀川区宮原五丁目六番六―七一三号　被相続人　亡　田中　巧

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十五日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館九階　相続財産管理人　新宅　正人

第19期決算公告

平成30年1月15日

東京都品川区西五反田三丁目12番14号
西五反田プレイス8階
株式会社まぐまぐ
代表取締役　松田　誉史

貸借対照表の要旨
（平成29年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	507,014	流動負債	153,846
固定資産	76,549	株主資本	429,717
		資本金	100,000
		資本剰余金	294,759
		資本準備金	217,500
		その他資本剰余金	77,259
		利益剰余金	34,957
		利益準備金	1,800
		その他利益剰余金	33,157
		（うち当期純利益）	（27,222）
資産合計	583,563	負債・純資産合計	583,563